ACSES ニュースレター_１９６８号（2020 年 10 月 26 日）

発行：NPO 法人教育研究機関化学物質管理ネットワーク（ACSES）事務局

―目次（12 頁）―

[1] 化学物質関係事故、事件関係
◇その他の事故、事件
・消費生活用製品の重大製品事故:リコール製品で火災等(石油ふろがま、マッサージ器(充電式))〈消費者庁〉
◇事故・事件対策、措置、訴訟等
・監督指導による賃金不払残業の是正結果（平成31年度・令和元年度）〈厚生労働省〉
・株式会社TOLUTOに対する景品表示法に基づく課徴金納付命令について〈消費者庁〉／株式会社トラストに対する景品表示法に基づく課徴金納付命令について〈消費者庁〉／消費者庁、虚偽広告2社に課徴金　下着、健康食品ダイエット〈Web報道〉
□大災害、原発事故対策
[福島原発事故]
・海洋放出社会的影響大　放射性物質トリチウム処理水　福島大の小山教授、小委の議論に制約〈新聞報道〉
・処理水処分方針、月内決定見送り　福島第1原発で政府、調整に時間〈Web報道〉
・寿都、核ごみ住民投票を直接請求　応募の是非問う、町長は反対〈Web報道〉
[原子力施設全般]
・核兵器禁止条約 来年１月に発効へ 批准した国と地域が 50 に〈放送報道〉
[2] [特集] 新型コロナウイルス感染症
[状況]
◇省庁発表
◇マスコミ報道　見出し
[対策・予防]
◇省庁発表
◇治療薬、検査薬等
・WHO とその関係協力機関が実施している臨床試験の中間結果（レムデシビル）について〈厚生労働省〉
◇大学等関係
◇マスコミ報道　見出し
[3] 「船舶からの有害液体物質の排出に係る事前処理の方法等に関する省令の一部を改正する省令」の公布及び意見募集（パブリックコメント）の実施結果について〈環境省〉
[4] 健康安全
◇指先の汗から健康チェック　山形大が小型センサー開発へ〈新聞報道〉
[5] 食品安全衛生関係
◇令和２年７月３日からの大雨を受けた食品表示法に基づく食品表示基準の運用の終了について〈厚生労働省・環境省・農林水産省〉
[6] 廃棄物関係
◇大半が焼却の「プラごみ」、事業者にもリサイクル義務〈新聞報道〉
[7] 温暖化対策関係
◇温室効果高いメタンの放出量増加　国際研究チーム〈新聞報道〉
◇光合成能力高める酵素改良に成功　CO2 削減に期待〈新聞報道〉
[8] 環境安全関係
◇瀬戸内海「きれい過ぎ」是正　水域設け対策、漁業影響防ぐ―法改正へ・環境省〈Web 報道〉
◇（仮称）石狩湾沖洋上風力発電所建設計画に係る計画段階環境配慮書に対する環境大臣意見の提出について〈環境省〉

藪欄（ヤブラン、リリオペ）

[9] 調査、公募、意見募集等
［公募、意見募集等］　５件　　［調査予定］　１件
[10] その他省庁発表　　１件
[11] 関連会議等の開催案内、開催記録・報告、資料等
［開催案内］　２件　　［開催記録、報告、資料等］　５件
[12] その他
◇インフルエンザ、感染症関係：２件　　◇その他：１件
[付録]
◇日本学術会議　任命拒否問題
・マスコミ報道

****

[1] ***化学物質関係事故、事件関係***

◇その他の事故、事件

・消費生活用製品の重大製品事故:リコール製品で火災等(石油ふろがま、マッサージ器(充電式))
＜消費者庁　2020 年 10 月 23 日＞　https://www.caa.go.jp/notice/entry/021773/
https://www.caa.go.jp/notice/assets/consumer_safety_cms202_201023_01.pdf
特記事項:
・株式会社長府製作所が製造した石油ふろがまのリコール(無償点検・改修)
・株式会社エリートグリップが輸入したマッサージ器(充電式)のリコール(製品回収・返金)
１．ガス機器・石油機器に関する事故：１件
石油ふろがま
２．ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故：１件
マッサージ器（充電式）
３．ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故：４件
（うち電動アシスト自転車１件、ヘアドライヤー１件、草刈機１件、
パワーコンディショナ（太陽光発電システム用）１件）

◇事故・事件対策、措置、訴訟等

・監督指導による賃金不払残業の是正結果（平成 31 年度・令和元年度）
＜厚生労働省　2020 年 10 月 23 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=A_oEu2G9uYKM75SRY
厚生労働省は、このたび、労働基準監督署が監督指導を行った結果、平成 31 年度・令和元年度に、不払だった割増賃金が支払われたもののうち、支払額が１企業で合計 100 万円以上となった事案を取りまとめましたので公表します。
【監督指導による賃金不払残業の是正結果（平成 31 年度・令和元年度）のポイント（詳細別紙１、２）】

(1) 是正企業数	1,611 企業（前年度比 157 企業の減）
うち、1,000 万円以上の割増賃金を支払ったのは、161 企業（前年度比 67 企業の減）	
(2) 対象労働者数	7 万 8,717 人（同 3 万 9,963 人の減）
(3) 支払われた割増賃金合計額	98 億 4,068 万円（同 26 億 815 万円の減）
(4) 支払われた割増賃金の平均額は、1 企業当たり 611 万円、労働者 1 人当たり 13 万円	

監督指導の対象となった企業においては、賃金不払残業の解消のために様々な取組が行われています（別紙３参照)。

厚生労働省では、引き続き、賃金不払残業の解消に向け、監督指導を徹底していきます。
【別紙１】100 万円以上の割増賃金の遡及支払状況（平成 31 年度・令和元年度分）
【別紙２】100 万円以上の割増賃金の遡及支払状況（過去 10 年度分
【別紙３】賃金不払残業の解消のための取組事例

・株式会社 TOLUTO に対する景品表示法に基づく課徴金納付命令について
＜消費者庁　2020 年 10 月 23 日＞　https://www.caa.go.jp/notice/entry/021675/
https://www.caa.go.jp/notice/assets/representation_cms215_201023_1.pdf
・株式会社トラストに対する景品表示法に基づく課徴金納付命令について
＜消費者庁　2020 年 10 月 23 日＞　https://www.caa.go.jp/notice/entry/021665/
https://www.caa.go.jp/notice/assets/representation_201023_01.pdf
消費者庁は、本日、株式会社トラストに対し、同社が供給する「ヴィーナスカーブ」と称する下着及び「ヴィーナスウォーク」と称する下着に係る表示について、それぞれ、景品表示法第 8 条第 1 項の規定に基づき、課徴金納付命令を発出しました。
消費者庁は、本日、株式会社 TOLUTO に対し、同社が供給する「ケトジェンヌ」と称する食品に係る表示について、景品表示法第 8 条第 1 項の規定に基づき、課徴金納付命令を発出しました。

・消費者庁、虚偽広告 2 社に課徴金　下着、健康食品ダイエット
消費者庁は 23 日、トラスト（東京）が販売した女性用下着の広告「はくだけで痩せる」と、TOLUTO（同）が販売した健康食品の広告「飲んで脂肪燃焼」は、いずれも虚偽で景品表示法違反（優良誤認）として 2 社に課徴金納付命令を出した。金額はトラストが 6523 万円、TOLUTO が 2961 万円。
消費者庁によると、トラストは 18 年 5 月～19 年 9 月の間「はくだけダイエット」「自宅で簡単に脚やせ、理想的なくびれを手に入れる」などと宣伝。TOLUTO は、19 年 8 月～今年 1 月、健康食品「ケトジェンヌ」について「中性脂肪を分解して燃焼」「ケトン体質に切り替える」などと表示した。＜共同通信　2020 年 10 月 23 日＞

□*大災害、原発事故対策*
[福島原発事故]
・海洋放出社会的影響大　放射性物質トリチウム処理水　福島大の小山教授、小委の議論に制約
東京電力福島第一原発で増え続ける放射性物質トリチウムを含んだ処理水を巡り、政府が海洋放出を軸に最終調整している中、政府の小委員会委員を務めた小山良太福島大食農学類教授は「（小委員会は）設置された当初から議論内容が制約されていた。このまま決まってしまえば、結論ありきともとられかねない」と疑問を投げ掛ける。その上で「国民的な議論や理解が深まっていない段階で放出すべきではない」と訴える。
政府は二〇一三（平成二十五）年、汚染水処理対策委員会の下部組織として、処理水の取り扱いについてさまざまな選択肢を評価するタスクフォース（作業部会）を設置した。検討の結果、技術的に実現可能な（1）地層注入（2）海洋放出（3）水蒸気放出（4）水素放出（5）地下埋設ーの五つの処分方法を示した。
作業部会の報告書を基に、処分方法の技術的な観点や風評などの社会的影響を考慮して五つから絞り込む目的で二〇一六年、政府の小委員会が設けられた。
小山教授によると、約三年間にわたる十七回の会合で、五つの方法以外にも貯蔵継続、処理水の減容化、トリチウムの分離技術などの議論を重ねてきた。福島第一原発敷地外へのタンク増設や処理水の持ち出しの法的課題についても整理した。ただ、「小委員会は処理水をどうするかの議論の場ではなく、あくまでも五つの処分方法の風評など、社会的影響を比較検討すべきという点に制約された」という。
小委員会は今年二月、海洋や大気への放出を「現実的な選択肢」とした上で、監視体制構築など技術的な面から「海洋放出のほうがより確実に実施できる」と政府に提言した。
小委員会がまとめた報告書には「地元自治体や農林水産業者をはじめとした幅広い関係者の意見を丁寧に聞きながら責任と決意をもって方針を決定すべき」とある。県内の市町村議会などからは、風評の拡大を懸念して福島第一原発からの海洋放出に強く反対する声が上がっている。小山教授は「（五つの処分方法の中で）海洋放出

が最も社会的影響が大きい。国民の理解、周辺諸外国への説明が不十分だ」と政府の姿勢を問う。

■県外処分検討訴え　国、東電に福島市長

東京電力福島第一原発で増え続ける放射性物質トリチウムを含んだ処理水を巡り、木幡浩福島市長は二十二日の定例記者会見で「福島第一原発の発電で受益のあった東電管内など全国で負担を分かち合うのが大事だ」と述べ、国や東電に県外処分を検討するよう改めて求めた。

木幡市長は「福島は原発事故後、風評被害をはじめ多くの負担を背負ってきた」と批判し、県内での処理水放出に反対の姿勢を強調した。県外での放出については「議論が圧倒的に不足している」と指摘し、県外で放出の実証試験を実施すべきと訴えた。

木幡市長はこれまでも「福島という名の付かない場所での海洋放出が妥当」との考えを示してきた。

＜福島民報　2020 年 10 月 23 日＞

・処理水処分方針、月内決定見送り　福島第１原発で政府、調整に時間＜共同通信　2020 年 10 月 23 日＞

・寿都、核ごみ住民投票を直接請求　応募の是非問う、町長は反対＜共同通信　2020 年 10 月 23 日＞

[原子力施設全般]

・核兵器禁止条約 来年1月に発効へ 批准した国と地域が50に＜NHK　2020年10月25日＞

****

[2] *[特集] 新型コロナウイルス感染症*

[状況]

◇省庁発表

・新型コロナウイルス感染症の現在の状況と厚生労働省の対応について（令和２年10月25日版）

＜厚生労働省　2020 年 10 月 25 日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_14419.html

・新型コロナウイルスに関連した患者等の発生について(10月24日各自治体公表資料集計分)

＜厚生労働省　2020 年 10 月 25 日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_14418.html

・新型コロナウイルス感染症の患者等の発生について（空港検疫）

＜厚生労働省　2020 年 10 月 25 日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_14420.html

・新型コロナウイルス感染症に関する報道発表資料（発生状況、国内の患者発生、海外の状況、その他）

＜厚生労働省　2020 年 10 月 24 日＞

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00086.html

・国内の発生状況など

＜厚生労働省　2020 年 10 月 24 日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/covid-19/kokunainohasseijoukyou.html

・新型コロナウイルス感染症の無症状病原体保有者の発生について（空港検疫）

＜厚生労働省　2020 年 10 月 24 日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_14413.html

---

◇マスコミ報道　見出し

・新型コロナ 重症患者の死亡割合、6 月以降は大幅に低下　厚労省＜毎日新聞　2020 年 10 月 24 日＞

・新型コロナウイルス、現在の感染者・死者数（25 日午後 8 時時点）　死者 115.1 万人に＜AFP＝時事　2020 年 10 月 26 日＞

・新型コロナ新規感染、３日連続最多更新　ＷＨＯ集計、４６万人突破

＜時事ドットコム　2020 年 10 月 26 日＞

・新型コロナ感染再拡大 イタリア・スペインで規制強化相次ぐ＜NHK　2020 年 10 月 26 日＞

・新型コロナ 米 新たな感染者 2 日連続で 8 万人超＜NHK　2020 年 10 月 26 日＞

・新型コロナ流行、北半球で重大な岐路に直面　ＷＨＯ事務局長＜ロイター　2020 年 10 月 24 日＞

・欧州２４カ国に「深刻な懸念」　新型コロナ急拡大―ＥＣＤＣ＜時事ドットコム　2020 年 10 月 24 日＞

・Ｏ型は感染しにくい？　新型コロナ、春より加速―仏専門家＜時事通信　2020 年 10 月 23 日>

[対策・予防]

◇省庁発表

・新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）のお知らせを更新しました
＜厚生労働省　2020 年 10 月 23 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=8wr0S5FNSXJ8HxNhY
・新型コロナウイルス感染症のワクチンの詳細についてを掲載しました。
＜厚生労働省　2020 年 10 月 23 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=W6Jc4znl4drUt7bJY
・新型コロナウイルス感染症のワクチンについて
＜厚生労働省　2020 年 10 月 23 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=o1qkG8EdGSIsT0kxY
・「新型コロナウイルス感染症に係る労災認定事例」に新たな事例を追加しました（５労災補償一問１－参考２－事例 7,9,13）
＜厚生労働省　2020 年 10 月 23 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=4xrkW4FdWWJsDwpxY

◇治療薬、検査薬等

・WHO とその関係協力機関が実施している臨床試験の中間結果（レムデシビル）について
＜厚生労働省　2020 年 10 月 23 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=g3qEO-E9OQIMbwoRY
５月に特例承認を行ったレムデシビルについて、WHO とその関係協力機関が実施している臨床試験で、入院患者の死亡率の改善などには「ほとんど効果が認められないか、全く効果が認められなかったようだ」とする中間結果が発表されました（※１）。
WHO によれば、この中間結果については、論文の掲載のための専門家による査読（評価・検証）を受ける前のプレプリントの段階にあるとのことであり、厚生労働省としては、この臨床試験の結果に対する詳細な評価・検証を待つ必要があると考えており、今後も情報収集に努めてまいります。
なお、レムデシビルについては、５月２日に米国で緊急使用許可がなされ、我が国においては、複数の臨床試験の結果から一定の有効性（※２）が確認できたことから、５月７日に特例承認を行っています。また、欧州においても、7 月３日に条件付き承認がなされており、米国でも 10 月 22 日に正式に承認がなされております(※３)。
（※１）プレプリントの論文には、30 カ国、405 の病院で、入院中の患者を対象に実施した非盲検の比較臨床試験において、標準治療群と比較したレムデシビル群の死亡リスク比は 0.95（95%信頼区間 0.81-1.11）であったと記載されている。
（※２）国際共同のプラセボ対照二重盲検比較試験（中等症～重症対象）の結果、患者の回復までの期間が 15 日→10 日に有意に短縮等の結果が得られている。なお、死亡率については、15.2%→11.4%　ハザード比 0.73（95%信頼区間 0.52－1.03）と改善傾向を示していたものの、統計的有意差までは認められていない。(The New England Journal of Medicine に、最終結果の論文を掲載（10/8))
（※３）米国 FDA は、承認の際にレムデシビルに関する QA を公表しており、その中で WHO の臨床試験に対する見解を示している。
https://www.fda.gov/media/137574/download
・見解のポイント
　WHO の臨床試験（SOLIDARITY 試験）は非盲検の比較試験であるのに対し、FDA の承認にあたり主に評価を行った試験（ACTT-１試験）は、プラセボ対照の二重盲検比較試験である。両試験は、試験設計及び評価項目が異なっており、非盲検の SOLIDARITY 試験と比較して、二重盲検の ACTT-１試験の方が、回復までの期間を厳密に評価することに適している。そのため、ACTT-１試験で示された患者への利益は、SOLIDARITY 試験の結果により、否定されるものではない。

以上

・英米２社、ワクチン治験再開へ　副作用疑いで中断―新型コロナ＜時事ドットコム　2020 年 10 月 24 日＞
・ワクチン臨床試験、米で再開へ　米英の２社、他国での実施も相談＜共同通信　2020 年 10 月 24 日＞
・IATA　“ワクチン 深刻な輸送力不足のおそれ”　対応求める＜NHK　2020 年 10 月 26 日＞

・自費検査 行政に報告なし相次ぐ＜NHK　2020 年 10 月 23 日＞

◇大学等関係

・関学はオンライン、甲南は中止　今年の兵庫の大学祭

オンライン：関西学院大学、大手前大学、大手前短期大学、兵庫県立大学、神戸大学

中止：甲南大学、神戸女学院大学、神戸学院大学、武庫川女子大学

＜朝日新聞 2020 年 10 月 24 日＞

・大学祭、学生の熱意で開催　コロナ禍の中止危機に負けず＜朝日新聞　2020 年 10 月 25 日＞

・徳島県、大学などに感染防止の徹底要望　相次ぐ感染受け＜朝日新聞　2020 年 10 月 23 日＞

・コロナ禍で登校控える児童生徒　大学生が支援の輪＜朝日新聞 2020 年 10 月 24 日＞

◇マスコミ報道　見出し

・子供の新型コロナ感染、８割は家族から　休校効果に「限界」―小児科学会＜時事ドットコム　2020 年 10 月 24 日＞

・飲酒は少人数、短時間で　感染リスク下げ、楽しむ工夫提言＜共同通信　2020 年 10 月 23 日＞

・飲食店、会食、運動施設、医療機関…クラスターの共通点は？　コロナ分科会が分析＜毎日新聞　2020 年 10 月 23 日＞

・「ホテル無断抜け出し」感染者、逮捕・取り調べの署員１０人は自宅待機＜読売新聞　2020 年 10 月 24 日＞

・年末年始 1 月 11 日まで休暇延長を要請へ 新型コロナ政府分科会＜NHK　2020 年 10 月 23 日＞

****

[3] 「船舶からの有害液体物質の排出に係る事前処理の方法等に関する省令の一部を改正する省令」の公布及び意見募集（パブリックコメント）の実施結果について

＜環境省　2020 年 10 月 23 日＞　https://www.env.go.jp/press/108516.html

「船舶からの有害液体物質の排出に係る事前処理の方法等に関する省令の一部を改正する省令」（以下「改正省令」という。）が本日 10 月 23 日（金）に公布されましたので、お知らせします。令和元年５月にマルポール条約附属書Ⅱが改正され、新たに定義された「残留性浮遊物質」のうち一定の条件を満たすものに係る排出規制が強化されることとなりました。改正省令は、当該マルポール条約附属書Ⅱの改正を国内担保するため、所要の措置を講ずるものです。

また、令和２年７月１日（水）から令和２年７月 31 日（金）までの間に実施した本件に対する意見の募集（パブリックコメント）の結果についても、お知らせいたします。

１．改正省令の概要

「千九百七十三年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する千九百七十八年の議定書」（マルポール条約）附属書Ⅱ（ばら積みの有害液体物質による汚染の規制のための規則）において定められている船舶からの有害液体物質の排出の規制については、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和 45 年法律第 136 号）及び同法の下位法令により国内担保されています。

令和元年５月に開催された国際海事機関の海洋環境保護委員会第 74 回会合において、同附属書の改正が行われ、新たに定義された「残留性浮遊物質」のうち一定の条件を満たすものに係る排出規制が強化されることとなりました。

改正省令は、当該改正を国内担保するため、第一条と第五条について、所要の改正を行うものです。

２．施行期日

令和３年１月１日

３．意見募集の実施結果

別添４のとおり

添付資料

別添１：船舶からの有害液体物質の排出に係る事前処理の方法等に関する省令の一部を改正する省令（国土交通省・環境省令第２号）について　　--→ 下記

https://www.env.go.jp/press/files/jp/114957.pdf

別添２：船舶からの有害液体物質の排出に係る事前処理の方法等に関する省令の一部を改正する省令

https://www.env.go.jp/press/files/jp/114958.pdf

ACSES-NL1967_20201023（前号　掲載）

別添３：（参考）西ヨーロッパ海域及びノルウェー海域の海域図

https://www.env.go.jp/press/files/jp/114959.pdf

別添４：船舶からの有害液体物質の排出に係る事前処理の方法等に関する省令の一部を改正する省令案に対する意見の募集（パブリックコメント）の実施結果について

https://www.env.go.jp/press/files/jp/114960.pdf

別添１

船舶からの有害液体物質の排出に係る事前処理の方法等に関する省令
の一部を改正する省令（国土交通省・環境省令第２号）について

令 和 ２ 年 １ ０ 月
環境省水・大気環境局
水環境課海洋環境室

１．趣旨

船舶からの有害液体物質の排出の規制については、「千九百七十三年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する千九百七十八年の議定書」（マルポール条約）附属書Ⅱ（ばら積みの有害液体物質による汚染の規制のための規則）を受けて、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和 45 年法律第 136 号。以下「海防法」という。）及び同法の下位法令で国内担保されている。

令和元年５月に開催された国際海事機関の海洋環境保護委員会第 74 回会合において、同附属書の改正（以下「附属書Ⅱ改正」という。）が行われ、新たに定義された「残留性浮遊物質」のうち一定の条件を満たすものに係る排出規制が強化されることとなった。

本省令は、当該改正を国内担保するため、所要の措置を講ずるものである。

２．概要

（１）残留性浮遊物質の定義の追加（第１条）

附属書Ⅱ改正により、新たに「残留性浮遊物質」が定義されたことを受け、残留性浮遊物質を次のとおり定義することとする。

次のいずれにも該当する物質。

・密度が海水の密度以下のものであること。
・蒸気圧が 0.3 キロパスカル以下のものであること。
・水に対する溶解度が 0.1 重量パーセント（当該物質が固体である場合にあっては 10 重量パーセント）以下のものであること。
・温度 20 度における動粘度が 10 平方ミリメートル毎秒を超えるものであること。
・膜を生成するものであること。

（２）残留性浮遊物質のうち一定の条件を満たすものに係る予備洗浄装置の使用方法の規定の変更（第５条）

①洗浄水の量に係る規定の変更

次の要件を満たすもの（以下「特定残留性浮遊物質」という。）について、北西ヨーロッパ海域、バルティック海海域、西ヨーロッパ海域又はノルウェー海域（以下「特定海域」という。）で取卸しを行った際には、凝固性物質であるもの又は高粘性物質であるものと同様の量の洗浄水を用いて洗浄を実施しなければならないこととする。

・非凝固性物質であって低粘性物質であること。

・Ｙ類物質等であること。

・温度 20 度における粘度が 50 ミリパスカル秒以上である物質又は融点が温度０度以上である物質であること。※

※国際バルクケミカルコード（INTERNATIONAL CODE FOR THE CONSTRUCTION ANDEQUIPMENT OF SHIPS CARRYING DANGEROUS CHEMICALS IN BULK）第 17 章の“o”欄に“16.2.7”と付されることで特定される

②洗浄機の作動数に係る規定の変更

特定残留性浮遊物質について、特定海域で取卸しを行った際には、洗浄機を、凝固性物質であるものと同様のサイクル数作動させて予備洗浄を実施しなければならないこととする。

３．施行期日

令和３年１月１日

※附属書Ⅱ改正が令和３年１月１日に発効するため。

****

[4] ***健康安全***

◇指先の汗から健康チェック　山形大が小型センサー開発へ

指先の微量の汗から健康状態を簡単に把握――。そんなセンサーの開発に、山形大学が乗り出した。コロナ禍で、病院での対面での診察や健診といった従来型の医療を見直さざるを得ない中、人々が自分で健康状態を把握し、高血圧など病気の予防に役立てる「未来の医療」を目指すという。＜朝日新聞　2020 年 10 月 24 日＞

****

[5] ***食品安全衛生関係***

◇令和２年７月３日からの大雨を受けた食品表示法に基づく食品表示基準の運用の終了について

＜厚生労働省　2020 年 10 月 23 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=j3aIN-0xNQ4AY2MdY

＜消費者庁　2020 年 10 月 23 日＞　https://www.caa.go.jp/notice/entry/021724/

＜農林水産省　2020 年 10 月 23 日＞　https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/kansa/201023_8.html

厚生労働省は、災害救助法の適用を受けた被災地への食品の円滑な供給を図るために実施していた食品表示基準の弾力的な運用について、令和２年 11 月 23 日をもって終了する旨を、消費者庁及び農林水産省と連名で関係機関に通知しましたので、お知らせします。

****

[6] ***廃棄物関係***

◇大半が焼却の「プラごみ」、事業者にもリサイクル義務

企業のオフィスや工場から出る包装資材や建材など様々なプラスチックごみ（プラごみ）について、政府は大量に排出する事業者にリサイクルを義務付ける方針を決めた。事業者のプラごみは現在、大半が焼却されているが、分別してリサイクルすることで、低迷するリサイクル率を向上させる狙いがある。

大量排出の事業者対象

１０月２０日に開かれた環境省と経済産業省の有識者検討会で事務局が示した。両省は今年度中に制度案をとりまとめ、来年の通常国会で新法案の提出などを検討する。制度開始は２０２２年度以降を目指す。

企業など事業者のプラごみは、工場などから出る包装資材や建材、従業員が使用した文房具、食品容器など様々だ。大半が他の可燃ごみと一緒に焼却されており、リサイクル業者に処理を委託する企業は一部にとどまる。

新制度案では、政府は事業者に対し、リサイクル率の向上に向けて計画的に分別・リサイクルを行うことを義務付ける。事業者側は、従来の「ペットボトル」「可燃ごみ」などとは別に「プラごみ」の区分を設けて分別し、リサイクル事業を行う産廃業者などに引き渡す。個人商店など排出量の少ない事業者については、努力義務とする見込みだ。

環境に配慮した製品の設計も求める

さらに政府は、洗剤のボトルやペットボトル、文房具などプラスチック製品を製造する企業が環境に配慮した製品設計をするよう指針を設ける。具体的には、包装の軽量化によるプラスチック量の削減や、環境負荷の小さい植物由来のバイオマスプラスチックの使用などを想定している。＜読売新聞　2020 年 10 月 24 日＞

****

[7] ***温暖化対策関係***

◇温室効果高いメタンの放出量増加　国際研究チーム

温室効果ガスのメタンの放出量が、2017 年は世界で 5 億 9600 万トンに上り、00～06 年の年平均放出量と比べて 9%余り増えた。こんな推計結果を世界の炭素循環を国際共同研究する「グローバル・カーボン・プロジェクト」がまとめ、独科学誌に発表した。メタンは二酸化炭素に次いで気候変動に影響を与える温室効果ガスで、チームは「排出源に対し強い対策が必要」と指摘する。＜朝日新聞　2020 年 10 月 24 日＞

◇光合成能力高める酵素改良に成功　CO2 削減に期待

植物の持つ酵素を改良し、二酸化炭素（CO2）を糖に変換する光合成がより起きやすくすることに成功したと、神戸大学や立命館大学の研究チームが米科学誌セルの関連誌モレキュラー・プラントで発表した。＜朝日新聞　2020 年 10 月 23 日＞

****

[8] ***環境安全関係***

◇瀬戸内海「きれい過ぎ」是正　水域設け対策、漁業影響防ぐ―法改正へ・環境省

瀬戸内海の一部で海藻類などの栄養源となる窒素やリンといった「栄養塩」の濃度が下がり、養殖ノリの色落ちや、漁獲量の減少が起きている事態を受け、環境省は対策を講じる方針を固めた。栄養塩を増やす水域を設定できる新制度を導入し、「きれいになり過ぎた」（同省幹部）状況を是正、漁業への影響を防ぐ。＜時事ドットコム　2020 年 10 月 25 日＞

◇（仮称）石狩湾沖洋上風力発電所建設計画に係る計画段階環境配慮書に対する環境大臣意見の提出について

＜環境省　2020 年 10 月 23 日＞　https://www.env.go.jp/press/108564.html

****

[9] ***調査、公募、意見募集等***

[公募、意見募集等]

◇石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令の一部を改正する省令（案）及び石油コンビナート等特別防災区域における新設事業所等の施設地区の配置等に関する省令の一部を改正する省令（案）に対する意見公募

＜総務省消防庁　2020 年 10 月 23 日＞

https://www.fdma.go.jp/pressrelease/houdou/items/201021_tokusai.pdf

消防庁は、石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令の一部を改正する省令（案）及び石油コンビナート等特別防災区域における新設事業所等の施設地区の配置等に関する省令の一部を改正する省令（案）の内容について、令和２年 10 月 26 日から 11 月 30 日までの間、意見を公募します。

１ 改正内容

石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令（昭和 51 年自治省令第 17 号）及び石油コンビナート等特別防災区域における新設事業所等の施設地区の配置等に関する省令（昭和 51 年通商産業省・自治省令第１号）に規定されている各様式中の㊞マークを削除する改正を行うものです。

２ 意見公募対象及び意見公募要領

○ 意見公募対象

・石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令の一部を改正する省令（案）

・石油コンビナート等特別防災区域における新設事業所等の施設地区の配置等に関する省令の一部を改正する省令（案）

○ 意見公募要領の詳細については、別紙を御覧ください。

３ 意見公募の期限

令和２年 11 月 30 日（月）（必着）（郵送についても、公募期間内の必着とします。）

４ 今後の予定

皆様からお寄せ頂いた御意見を検討した上で、当該省令を公布する予定です。

◇消防防災科学技術研究推進制度の令和３年度研究開発課題の募集（令和２年 10 月 23 日）

＜総務省消防庁　2020 年 10 月 23 日＞

https://www.fdma.go.jp/pressrelease/houdou/items/fe60934da6002a6db49a512a3614a0cc1368685a.pdf

消防庁では、近年の自然災害の増加、少子高齢化、社会資本の老朽化等を踏まえ、消防防 災分野における課題解決や重要施策推進に資するため、消防防災科学技術研究推進制度（競 争的資金）により研究開発を推進しています。

この度、令和３年度の研究開発課題を募集しますので、公表します。

１．募集期間

令和２年１０月２３日（金）～令和２年１２月２３日（水）１７時まで

２．対象とする研究開発課題　（募集概要、研究開発期間等は別紙１を参照）

○ テーマ設定型研究開発（消防庁があらかじめテーマを設定するもの）別紙２参照

・重要研究開発プログラム ～ 『ＡＩやＩＣＴ等を活用した災害対応のための新た装備・資機材や情報システム等の開発・改良』

・重要施策プログラム ～ 『新型コロナ禍における救急出動への影響分析』など他３テーマを設定

○ テーマ自由型研究開発（研究者が自ら設定したテーマによる提案を募集）

※これまでに採択された代表的な事例については、別紙３をご参照下さい。

３．応募方法

公募要領（https://www.fdma.go.jp/mission/develop/develop001.html）に従い、府省共通研究開発管理システム（e-Rad）により申請を行ってください。

◇令和３年度からの共同利用・共同研究拠点の認定について（公立大学、私立大学）

＜文部科学省　2020 年 10 月 23 日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/afvIacu4kQeBjzbP

令和３年度からの共同利用・共同研究拠点の公募について

令和３年度からの共同利用・共同研究拠点の認定について（公立大学、私立大学）

公私立大学を対象とした令和３年度からの共同利用・共同研究拠点（特色ある共同利用・共同研究拠点）の認定に関する公募を行います。認定を希望される大学におかれましては、本制度の趣旨等に十分御留意の上、必要な調書等を作成し申請いただくようお願いします。

◇令和３年度「特色ある共同研究拠点の整備の推進事業～スタートアップ支援～」の公募について

＜文部科学省　2020 年 10 月 23 日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/afvIacu4kQeBjzbQ

◇令和３年度「特色ある共同研究拠点の整備の推進事業～機能強化支援（一般型）～」の公募について

＜文部科学省　2020 年 10 月 23 日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/afvIacu4kQeBjzbR

[調査予定]

◇内閣府、若者の性被害を初調査へ　教員わいせつや SNS

内閣府は 24 日、高校生や大学生などを対象とした性被害の実態調査を 2021 年度に実施する方針を固めた。6 月に初めて策定した対策強化方針の一環で、若年層に絞った国の調査は初めて。増加傾向にある教員からのわいせつ行為や、会員制交流サイト（SNS）を通じた被害などの現状を把握し、防止策や被害後の支援策につなげる狙い。

内閣府が 19 年に全国のワンストップ支援センターに実施した調査では、面談を行った被害者のうち、19 歳以下が 40.6%を占め、20 代は 31.3%と若年層の割合が多く、電話相談でも同様の傾向がみられた。担当者は「氷山の一角だ」とみる。＜共同通信　2020 年 10 月 24 日＞

****

[10] ***その他省庁発表***

◇「冬季の省エネルギーの取組について」を決定しました
＜経済産業省　2020 年 10 月 23 日＞
https://www.meti.go.jp/press/2020/10/20201023006/20201023006.html?from=mj
11 月から 3 月において冬季の省エネルギーの取組を促進するため、省エネルギー・省資源対策推進会議省庁連絡会議で「冬季の省エネルギーの取組について」を決定しました。
省エネルギー・省資源対策推進会議省庁連絡会議は、関係政府機関で構成されており、毎年、夏と冬の省エネキャンペーン期間が始まる前に開催されています。本日、当該会議にて「冬季の省エネルギーの取組について」（別添）を決定しました。
この決定に基づき、11 月から 3 月までの冬の省エネキャンペーンの期間において、各方面に省エネルギーの取組を呼びかけ、国、地方公共団体、事業者及び国民が一体となった省エネルギーの取組をより一層推進することとしています。
また、政府自らも率先して、暖房中の室温の適正化や照明の削減など、省エネルギーの取組を実践します。
****
[11] ***関連会議等の開催案内、記録・報告、資料等***
[開催案内]
・薬事・食品衛生審議会　医薬品等安全対策部会を開催します　　１１月６日、Ｗｅｂ会議
＜厚生労働省　2020 年 10 月 23 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=Q7pE-yH9-cLMr9jRY
＜審議事項＞
議題１．一般用医薬品のリスク区分について
＜報告事項＞
議題２．医薬品等の市販後安全対策について
議題３．医薬品等の副作用等報告の状況について
議題４．医薬品の感染症定期報告の状況について
議題５．その他
・産業構造審議会　保安・消費生活用製品安全分科会　高圧ガス小委員会（第１７回）　　11 月 16 日
＜経済産業省　2020 年 10 月 23 日＞
https://wwws.meti.go.jp/interface/honsho/committee/index.cgi/committee/35425
1. 水素社会の実現に向けた高圧ガス保安の取組状況について
2. 特定不活性ガスの性能規定化
3. 一般複合容器に関する規則の見直し等について
4. スマート保安の推進

[開催記録、報告、資料等]
・薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会議事録　　9 月 18 日、オンライン会議
＜厚生労働省　2020 年 10 月 23 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=o1qkG8EdGSIsTz4xY
（１）食品中の残留農薬等に係る残留基準設定について
（２）その他
・第 133 回労働政策審議会安全衛生分科会　議事録　　８月 26 日
＜厚生労働省　2020 年 10 月 23 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=c4p0yxHNyfL8n-vhY
副業・兼業を行う場合の健康確保措置について
・第 132 回労働政策審議会安全衛生分科会　議事録　　８月 19 日
＜厚生労働省　2020 年 10 月 23 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=Y5pk2wHd2eLsj_rxY
副業・兼業を行う場合の健康確保措置について
・学校法人のガバナンスに関する有識者会議（第７回）の開催について　　10 月 28 日、オンライン会議
＜文部科学省　2020 年 10 月 23 日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/afvIacu4kQeBjzbL
1.　学校法人のガバナンスについて

2.　その他

・核融合科学技術委員会（第 22 回）開催について　　10 月 30 日、オンライン会議

＜文部科学省　2020 年 10 月 23 日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/afvIacu4kQeBjzbN

(1)　令和 3 年度核融合関係概算要求について

(2)　第 25 回 BA 運営委員会の結果について

(3)　大阪大学のレーザー核融合研究開発について

(4)　研究開発プログラム評価の新たな仕組みについて

(5)　アウトリーチ戦略、活動推進計画について

****

[13] ***その他***

◇***インフルエンザ、感染症関係***

・厚労省 26 日から高齢者以外もインフルのワクチン接種呼びかけ＜NHK　2020 年 10 月 26 日＞

・[韓国] インフル予防接種後の死者計 32 人に　因果関係分からず　韓国

韓国政府は 23 日、インフルエンザワクチンの接種後に死亡した人が今月 16 日から 23 日午前 0 時までに全国で 32 人確認されたと発表した。22 日午前 0 時時点の 12 人に比べ、20 人増えた。

ソウル郊外の仁川でワクチンを接種した高校生が 16 日に死亡して以降、高齢者を中心に全国で死亡事例が続出している。 保健当局は予防接種と死亡の関連性を確認中。因果関係がまだ分かっていないため、接種を継続する方針だ。＜聯合ニュース　2020 年 10 月 23 日＞

◇***その他***

・海王星に猛毒青酸ガスの帯　赤道付近の上空　東大研究チームなど発見

太陽系で最も遠くに位置する海王星の赤道付近の上空に、猛毒の青酸ガスとして知られる「シアン化水素」が帯状に分布していることを東京大などの研究チームが発見し、米科学誌「アストロフィジカル・ジャーナル・レターズ」に発表した。

電波を観測する南米チリのアルマ望遠鏡を用いて、太陽から約 45 億キロ離れた天体の大気のごく微量の成分を捉えた成果で、チームはこの手法が惑星の大気環境の解明につながるとしている。

いくことが重要だ」と話している。＜毎日新聞　2020 年 10 月 24 日＞

****

[付録]

◇***日本学術会議　任命拒否問題***

・学術会議の在り方、年内報告へ　井上科技相と梶田氏確認＜共同通信　2020 年 10 月 23 日＞

・「任命拒否は違法行為」　学術会議人事、６人が抗議＜毎日新聞　2020 年 10 月 24 日＞

・政府、学術会議の事務局見直しへ　人件費 4 億円縮減、野党は批判＜共同通信　2020 年 10 月 23 日＞

・弁護士ら、首相の任命拒否「正当」　学術会議問題

弁護士や研究者らが 23 日、国会内で記者会見し、日本学術会議が推薦した会員候補 6 人を任命しなかった菅義偉首相の措置を「正当」として支持し、「日本学術会議法は、推薦された者の一部を首相が任命しない措置を排除したとは解されない」と主張する声明を発表した。

会見には「新しい歴史教科書をつくる会」会長の高池勝彦弁護士や高橋史朗・麗沢大特任教授、田中英道・東北大名誉教授らが参加。声明では日本学術会議について「法の支配が機能せず人権侵害が多数報告されている軍事大国の研究機関と提携関係を結んでいる」と主張。「日本学術会議法を廃止し民間学術団体とする」などの「抜本的改革」を国に提言した。＜朝日新聞　2020 年 10 月 23 日＞

********** 以上 **********